第３章、バリアフリー化の目標と基本的な方向

３の１、基本構想改定に向けた課題

千葉市バリアフリー基本構想策定（平成20年８月）から12年、改正（平成24年７月）から８年が経過しています。この間、重点整備地区内において公共交通機関、道路、交通安全施設（信号機等）等のバリアフリー化を進めてきました。

令和２年度の目標年次を迎え、基本構想の改定とともに、さらなるバリアフリー化を促進するにあたり、現状の評価及び課題を以下に整理します。

かっこ１、道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・生活関連経路の見直し

従前の基本構想に基づき事業管理をおこなっている道路特定事業計画では、整備率は86．5%となっており、着実に整備が図られているが、一部未完了の事業もあり、今後も継続的に整備を推進する必要がある。

また、基本構想策定じは、十分な当事者参加による検証がされておらず、実際の利用状況と必ずしも合致しない生活関連施設・生活関連経路が設定されている状況がある。

れいわがんねん度実施した地域懇談会、まち歩き点検での意見や、各事業者からの意見収集状況、市の都市整備に関する方針（立地適正化計画等）等を踏まえ、不特定多数の高齢者、障害者等が利用する施設や徒歩で利用される経路を再設定し、これに基づくバリアフリー化の推進を図る必要がある。

かっこ２、生活関連施設における、具体的な特定事業の設定および推進

従前の基本構想では、個別の生活関連施設に対する具体的な事業を位置づけておらず、一部の施設で各事業者による個別の取組は進んでいるものの、建築物・公園等を含めた面的・一体てきな整備推進が図られているとは言えない状況である。

改定にあたっては、建築物・公園等の生活関連施設も含め、利用者意見を反映した具体的な特定事業の設定を行い、継続的な推進・進捗管理等を図っていく必要がある。

かっこ３、改正バリアフリー法の枠組みを活用した地区設定の見直し

従前の基本構想では１８の重点整備地区を設定しているが、今後、建築物・公園等も含めた面的・一体てきな整備推進を図る上では、検討における協議会や関係機関等の負荷の増加も勘案し、より重点的に取り組むべき地区を明確にする必要がある。

改正バリアフリー法で新たに設定された枠組みを活用し、「重点整備地区」と「促進地区」を再設定することにより、より効率的・効果的に整備推進を図ることが求められる。

なお、基本構想を踏まえ実施している道路特定事業計画については、地区設定の見直し後も引き続き、バリアフリー化を進めて行く必要がある。

かっこ４、適切な段階での市民意見の反映機会の確保（計画段階からの参加）

公共施設の整備等にあたっては、これまでも必要に応じて障害当事者の意見を求める機会を設けてきているが、担当者の裁量によるところが大きく、そのほうほう等については明確に定められているものはない。

高齢者、障害者等の移動や施設利用にあたって特に重要度の高い事業に際し、計画段階、設計・整備段階、整備後の段階などで適切に利用者の意見を反映することができるよう、バリアフリーマスタープランの中で、市民参加の考え方を示すことが求められる。

かっこ５、社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応

従前の基本構想策定以降、障害者差別解消法の施行（平成28年）や、改正バリアフリー法の施行（平成30年一部施行）、移動等円滑化基準や各種ガイドラインの改定などがあり、バリアフリー施策を取り巻く社会背景にも変化が起こっている。

基本構想改定の検討に合わせ、これらの変化を取り込んだ基本方針・目標等を再設定し、各事業者の取組等へ反映させていく必要がある。

かっこ６、着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ

千葉市交通バリアフリー基本構想策定（平成13年11月）以来、基本構想の改定を行いつつ取組が進められているが、事業推進段階における協議会や進捗状況把握の機会が設けられていない。改正バリアフリー法において、定期的な進捗状況把握・評価を行う必要性が示されたことも踏まえ、バリアフリーマスタープランの中で、策定後の推進プロセスについて示す必要がある。

３の２、バリアフリー化の目標と基本的な方向

上記の課題を踏まえ、千葉市バリアフリーマスタープランにおける「バリアフリー化の目標と基本的な方向」を次に示します。

１、安心して行動でき、いきいきとした社会参加が出来る環境づくりを目指します。

社会参加への支援

まる１、駅から主要な施設までの主要な経路など、まち中の連続的なバリアフリーネットワーク化を図ります。

まる２、駅構内や駅前広場など、交通結節点でのバリアフリー化を進めます。

まる３、鉄道駅や乗り合いバス車両のバリアフリー化を促進します。

まる４、コミュニティバスなどの活用により、移動の利便性を向上させます。

まる５、各種事業を整合させ、効率的なバリアフリー施策を実施します。

２、バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。

都市の魅力づくり

まる１、建物のバリアフリー化を積極的に進めます。

まる２、高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を進めます。

まる３、バリアフリーを重視した都市居住を促進します。

３、やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。

心のバリアフリー、意識の向上

まる１、バリアフリー体験学習や職員研修、高齢者、障害者等との交流などを積極的に推進し、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。

まる２、市民や関係者との協働により、障害への理解や配慮、手助け・声かけの動機づけとなるような取組に努めていきます。

まる３、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各事業者におけるソフト対策や人的対応の充実を図ります。

なお、障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。

４、連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。

市民との連携、市民参加

まる１、高齢者、障害者等の社会参加と自立を支援するボランティアやNPO活動等の情報を一げんてきに提供するなど、市民の自発的・自主的な活動を支援します。

まる２、市民や民間等との連携や協力のもと、民間建築物等のバリアフリー化を促進させます。

まる３、市民参画により計画段階から利用者意見を取り入れる機会を設け、利用者の意向を踏まえた安全・安心のまちの実現を目指します。

５、全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。

ユニバーサルデザイン

まる１、高齢者や障害者だけでなく、全ての人のニーズにこたえ、使いやすい供用デザインの施設づくりを目指します。

６、都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。

自然環境や都市景観との調和

まる１、公園、広場、水辺空間等、自然環境とのふれあいの場のバリアフリー化を進めます。

まる２、歩きやすく、自然にもやさしい透水性や保水性舗装を推進し、水循環やヒートアイランド現象の軽減等環境の負荷軽減も図ります。

まる３、バリアフリーの整備と道路緑化や電線類の地中化など景観整備との調和を図り、都市景観の醸成を図ります。

まる４、景観や自然環境に配慮し、安全で快適な歩行環境の創出を図ります。

７、社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。

スパイラルアップ

まる１、事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ります。

３の３、改定に向けた考え方

従前の基本構想では、重点整備地区において定めることとされている「特定事業・その他の事業」を具体的には定めておらず、また、改正バリアフリー法における促進方針で定めるべき事項については、ほぼ網羅していることから、促進地区として位置づけることが可能となっています。

そこで、３の１で示した改定に向けた課題を踏まえ、従前の基本構想に定める重点整備地区の範囲は、原則としてすべて本検討における促進地区として位置づけ、引き続きバリアフリー化を促進する対象とし、現在の実態に合わせて生活関連施設・生活関連経路・地区境界の再設定を行います。

さらに、立地適正化計画や今後予定される都市基盤整備事業など、市の各政策との整合を図りつつ、地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ等での高齢者・障害者からの意見・課題等を踏まえ、全市的なバリアフリー化促進に向けた方針を示すとともに、特に重要性が高い地区については重点整備地区として検討し、特定事業の設定に向けて調整します。

上記の改定に向けた基本的な考え方を踏まえ、改正バリアフリー法に基づく「千葉市バリアフリーマスタープラン」としてとりまとめます。

なお、千葉市の管理する生活関連経路においては、基本構想に基づく道路特定事業計画を作成し、事業を推進しています。また、交通安全においても基本構想に基づき、交通安全特定事業を作成し、事業を推進しています。

以下に、基本構想改定に向けた考え方の図があります。

以下に、基本構想改定に向けた検討フローの図があります。

３の４、バリアフリーマスタープランに基づく取組の枠組み

千葉市バリアフリーマスタープランの策定後は、３．２で示した基本的な方向を踏まえて促進地区・重点整備地区・市全域でそれぞれの取組を進めていきます。

取組のスパイラルアップを図るため、中間段階で評価や重点整備地区の追加指定を検討しながら、生活環境の一体てきなバリアフリー化の実現を目指します。

以下に、千葉市バリアフリーマスタープランの枠組み概念図があります。